

## 東海市パブリックコメント手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって市政への市民参画を推し進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 次条に規定するパブリックコメント手続の対象となる計画の策定若しくは改定又は条例の制定若しくは改廃に当たり、当該計画又は条例（以下「計画等」という。）の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見の提出を受け、提出された意見の概要、提出された意見の概要に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
  - ア 東海市内に住所を有する者
  - イ 東海市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
  - ウ 東海市内に在勤、又は在学する者
  - エ 上記に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有すると認められる者

### (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画の策定若しくは改定又は条例の制定若しくは改廃の際には、パブリックコメント手続を経るものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画
- (2) 市の基本的な制度を定める条例又は事業活動等に対して重大な影響を与える条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) 市民等に適用される義務や規制を定める条例（市税の賦課徴収並びに分担金、

使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)

- (4) 広く市民等の利用に供するために設置される大規模な施設の設置及び廃止に関する計画
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市民生活への影響等を勘案して、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、計画の策定若しくは改定又は条例の制定若しくは改廃を行うことができる。
- (1) 意見聴取の手続が法令等により定められている場合
  - (2) 特に緊急性を要すると認められる場合
  - (3) 軽微な変更と認められる場合
  - (4) 裁量の余地がないと認められる場合
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、パブリックコメント手続に適さないと認められる場合

(案及び資料の公表)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続の対象となる計画等の策定等を行おうとするときは、あらかじめ、対象となる計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次の資料を公表するものとする。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨及び目的が分かるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該計画等に関連するもの

3 実施機関は、計画等の案及び前項に規定する資料等を、当該計画等を所管する課その他別に定める施設で閲覧を行うとともに、市のホームページに掲載することにより公表するものとする。

4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、広報その他の方法により市民等への周知を図るものとする。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、市民等が計画等に対する意見を提出するために30日以上の期間を定め、当該計画等の案を公表する際にその期間を明示するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、その理由を明らかにしたうえで、30日

以内とすることができる。

2 意見の提出をしようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明記するものとする。

3 意見書の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。

（意見の取扱い）

第6条 実施機関は、計画等の意思決定を行う際に前条の規定により提出された意見を考慮するものとする。

（意見及び市の考え方の公表等）

第7条 実施機関は、第5条の規定により提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見の概要に対する市の考え方をまとめ、意見の概要と併せて公表するものとする。なお、提出された意見を考慮し当該計画等の案を修正した場合は、当該修正の内容及び理由を併せて公表するものとする。

2 前項の公表に当たって、意見の提出者の住所及び氏名については、公表しないものとする。また、公表することが適切でない意見については、公表しないことができるものとする。

3 第1項の規定により公表する場合は、第4条第3項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第8条 実施機関は、各年度のパブリックコメント手続の実施状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告について、指定する場所において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載することにより、公表するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定等を行う計画等から適用する。ただし、この要綱の施行の際現に策定等の過程にある計画等については、この要綱の規定は適用しない。